

## 委託契約する運営区域及び移行年次について

## ◎ 趣 旨

子どもの家・留守家庭児童会（以下「子どもの家等」という。）事業の運営を新たな主体に移行するに当たり、適正な運営区域及び移行年次について意見を伺うもの

## 1 運営区域の選定

## (1) 前回懇談会の概要

運営区域の設定に当たっては、利用児童を取り巻く地域の繋がりに配慮しながら、可能な限り、児童数の平準化が図れる運営区域とすることについて意見を伺った。

## 【主な意見】

- ・ 運営区域の規模は、全市を10区域程度に分ける7、8校区程度の規模感が良いと考えるが、区域の規模感を比較して検討するため、10区域程度と25区域についてシミュレーションした結果を示してもらいたい。
- ・ 規模が大きすぎると連携がとれなくなる可能性があるが、地域学校園の単位を基本に組み合わせることにより、区域間や区域内での連携が取りやすく、また、地域の特性を生かしやすい。
- ・ 地域学校園を組み合わせる際には、指導員の代替配置に係る移動時間などに配慮し、近隣の地域学校園と組み合わせるべきである。

## (2) シミュレーション結果

→ 別紙1「10区域と25区域の児童数シミュレーション結果」参照

## 【考察】

- ・ 25区域とした場合、区域ごとの利用児童数の幅が大きく、最小の区域においてはスケールメリットを生かした効率的な事業運営に支障が生じるおそれがある（利用児童数 最小52人～最大395人）。
- ・ 10区域程度とした場合、区域ごとの利用児童数が安定し、いずれの区域においてもスケールメリットを生かした効率的な事業運営が可能となることが見込まれる（利用児童数 最小460人～最大743人）。

## (3) 意見を伺う項目

## ○ 意見交換の視点

地域学校園の組合せを基本とし、連合自治会の区域に沿って全市域を10に区切った運営区域（別紙1の区域図のとおり）とする事務局の素案について、意見を伺うもの

### 【運営区域素案の考え方】

- ・ 地域学校園は、利用児童が将来通学する中学校の区域であり、学校間の連携や、保護者や教育関係者を中心とした地域の繋がりがあること
- ・ 連合自治会は、運営委員会の構成団体である自治会により組織されており、これまでの子どもの家等の運営における既存の繋がりがあること

## 2 運営区域ごとの移行年次の選定

### (1) これまでの懇談会における主な意見

- ・ 各子どもの家等運営委員会から新たな運営主体への移行を進めるためには、市が移行のための工程表を示しながら、移行年次とグループ分けを指定しながら進めることが望ましい（平成31年1月意見書）。
- ・ 移行年次の決定に当たっては、本市が運営区域と組織体制、運営委員会の今後の関わり方などの制度の骨格を示した上で、運営区域内の運営委員会や利用者の意見を十分に聴取すること（第4回懇談会）。

### (2) 意見を伺う項目

#### ○ 意見交換の視点

運営区域ごとの移行年次を本市が決定する際に、利用者及び運営委員会の各々の視点から法人移行の効果が大きいと見込まれる運営区域から早期に移行することについて、意見を伺うもの

#### ⇒ 早期に移行すべき運営区域（案）

##### ア 利用者の視点

- ・ 現行の運営から比べて、開設時間や開設日の拡大など、利用者にとって移行に伴う効果が大きい運営委員会が多く含まれている運営区域

##### イ 運営委員会の視点

- ・ 運営に係る負担や責任（過大な運営規模、指導員の確保困難、脆弱な運営体制など）により移行に対する希望が強い運営委員会が多く含まれている運営区域
- ・ 指導員の労働環境の改善効果が大きい運営委員会が多く含まれている運営区域